

2025 年度保育安全計画

蟹江町立保育所

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月
重点点検箇所	・施設内自主点検 ・災害時・緊急時連絡票の作成 ・引き渡し名簿の作成 ・ヘルメット・防災備品等の確認 ・避難経路安全確認 ・給食昇降機点検	・施設内自主点検 ・交通公園 ・樹木害虫駆除	・施設内自主点検 ・浄化槽点検 ・遊具等保守点検 ・そ族害虫駆除 ・砂場大腸菌検査	・施設内自主点検 ・消防用設備点検 ・給食昇降機点検 ・水遊び用具・足洗い場の点検 ・室内外気温湿度点検
月	8 月	9 月	10 月	11 月
重点点検箇所	・施設内自主点検 ・浄化槽水質検査 ・室内外気温湿度点検 ・水遊び用具・足洗い場の点検	・施設内自主点検 ・砂場大腸菌検査 ・運動器具・備品点検 ・室内外気温湿度点検	・施設内自主点検 ・園庭・運動器具備品点検 ・浄化槽点検・法定点検 ・遠足・散歩コースの確認 ・給食昇降機点検 ・そ族害虫駆除 ・遊具等保守点検 ・災害時・緊急時連絡票の確認 ・引き渡し名簿の確認	・施設内自主点検 ・暖房器具の確認 ・加湿器の点検確認
月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	・施設内自主点検 ・室内の換気・加湿保温 ・砂場大腸菌検査	・施設内自主点検 ・消防用設備点検 ・給食昇降機点検	・施設内自主点検 ・室内の換気・加湿保温	・施設内自主点検 ・遊具等保守点検 ・砂場大腸菌検査 ・次年度安全計画作成 ・次年度に向けての環境の整理整頓

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定期期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所・保育室
□午睡	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所・保育室
□食事	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所・保育室
□水遊び	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所・保育室
□園外活動散歩時における安全管理の取り組み	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所・保育室
□救急対応時	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所・保育室
災害時マニュアル	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所
□119 番対応	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所
□不審者対応	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所
虐待防止マニュアル	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所

保健衛生マニュアル	2025 年 4 月 1 日	2026 年 3 月 1 日	事務所
-----------	----------------	----------------	-----

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

4～6 月	7～9 月
・避難訓練 ・交通安全について ・交通公園を利用し、交通ルールを学ぶ 散歩など戸外活動時の道路の歩き方、信号や横断歩道の渡り方や公園等現地での遊び方を指導する ・園内の危険な場所を教える（階段や扉等） ・保育室内から飛び出さない、園内では走らない等遊びの時間でも配慮が必要なことを教える ・雨具の扱い方、雨の中の安全な歩き方について	・避難訓練 ・水遊びの仕方 ・暑さの中での過ごし方・熱中症予防について（日陰で過ごすこと・帽子の着用・水分補給をこまめに行う・汗の始末など）
10～12 月	1～3 月
・避難訓練・不審者訓練 ・衣服の調節の仕方 ・園内の危険な場所を教える（階段や扉等） ・運動遊びをする中での諸注意 ・交通安全・公共の施設の利用について（園外保育） ・冬の過ごし方について暖房使用時の注意や防寒着の扱い方 ・消防車見学・消防署員から火災や地震について話を聞く	・避難訓練 ・冬の過ごし方について暖房使用時の注意や防寒着の扱い方 ・降雪時の過ごし方。身支度を整えて気を付けて遊ぶ。滑りやすさへの注意 ・交通安全、園外を歩き交通ルールを学ぶ

(2) 保護者への説明・共有

4～6 月	7～9 月
・駐車場の利用方法や通用門の開閉について、こどもに触れさせないことを保護者へ周知する。 ・出欠連絡や与薬票・登所届の扱いについて ・安全計画をホームページに掲載	・流行性疾患や熱中症予防についておたより配布 ・水遊びカードの記入・体調観察について
10～12 月	1～3 月
・引き渡し訓練方法について確認・実施 ・流行性疾患・健康・衛生面における家庭での対応についておたよりを配布 ・交通安全週間についての啓発 ・火災予防運動についての啓発	・やけど防止や衣類の選び方・ヘルメットやチャイルドシートの推進等こどもの事故防止対策についておたより配布

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4 月	5 月	6 月	7 月
避難訓練等※1	・火災・地震 ・消火訓練(職員)	・配膳室火災 ・消火訓練(職員)	・火災 ・消火訓練(職員)	・地震・火災 ・消火訓練(職員)
その他 ※2	・机上訓練 ・災害時備蓄品の確認 ・職員の役割分担 ・エピペンの使用方法とアレルギー対応について	・食物アレルギー研修 ・バス利用時の確認方法について ・普通救命講習	・防火管理者研修 ・AED 使用方法等心肺蘇生手順の確認 ・熱中症予防について	・119 番通報訓練 (事前に消防署へ連絡し協力していただく)
月	8 月	9 月	10 月	11 月
避難訓練等※1	・地震(午睡中) ・火災 ・消火訓練(職員)	・地震・火災 ・消火訓練(職員)	・地震・津波・火災 (垂直避難訓練) ・消火訓練(職員)	・地震・火災 ・消火訓練(職員)
その他 ※2	・災害備蓄品の入れ替え	・心肺蘇生手順の確認	・不審者対応訓練 ・バス利用時の確認方法について ・南海トラフ地震臨時注意情報発表による引渡し訓練	・防火実施訓練 ・起震車体験
月	12 月	1 月	2 月	3 月
避難訓練等※1	・火災 ・消火訓練(職員)	・火災 ・消火訓練(職員)	・地震・火災 ・消火訓練(職員)	・地震・火災 ・消火訓練(職員)
その他 ※2	・嘔吐・下痢処理について ・暖房器具の取り扱いについて	・来年度の各種訓練の実施に関する年間スケジュールを確認する	・来年度の自治体が実施する年間の研修等について把握し参加スケジュールを計画する	・机上訓練 ・来年度の安全計画を確定させる

※1 「避難訓練等」・・・認可外保育施設指導監督基準第3の1(2)の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)、不審者対応、バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者(全員参加を除く)

訓練内容	参加予定者
引渡し訓練	訓練当日に出勤している職員と登所している児童とその保護者
AED・心肺蘇生法	訓練当日に出勤している職員
アレルギー・エピペン研修	研修未修者
不審者(外部侵入者)対応	訓練当日に出勤している職員と登所している児童

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4～6 月	7～9 月
・安全計画の周知、研修（園内） ・園外活動時等における、園児の見落とし等の発生防止について周知 ・食物アレルギー・エビペン研修 ・消防隊員による AED 利用方法等、心肺蘇生方法による研修（外部）	・愛知県・公益社団法人愛知県医師会 事故防止と乳幼児心肺蘇生セミナー ・119 通報訓練（外部）
10～12 月	1～3 月
・愛知県・公益社団法人愛知県医師会 事故防止と乳幼児心肺蘇生セミナー	・園児の見落とし等を含む事故の発生状況について年次報告として取りまとめ、共有する（園内）

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

・防火管理者研修
--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

・事故防止・事故発生時の対応の再確認(分析及び対策) 事故報告書により全職員に周知を徹底する。
--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・災害時・緊急時連絡票・引き渡し名簿の作成(毎年年度初めに作成し、変更随時) ・AED の設置 ・乳幼児避難所として防災備蓄品の設置 ・きずなネット(一斉配信メール)による保護者との緊急連絡体制
--